

1. 変更届について

- (1) 届出の期限は変更日から10日以内となっておりますが、できるだけ事前に届け出てください。
- (2) 事前協議が必要なもの
  - ①施設の所在地を変更する場合
  - ②設備概要を変更する場合
  - ③施設障害福祉サービスの利用定員を変更する場合
  - ④施設障害福祉サービスの種類を変更又は追加、若しくは削減する場合
  - ⑤施設障害福祉サービスのうち施設入所支援及び生活介護の単位数を新たに追加又は削減する場合
- (3) 変更予定日の前月15日までに届け出の必要なもの  
 上記①・②、及び施設入所支援、生活介護及び就労継続支援B型以外の施設障害福祉サービスに係る③・④  
 (事前協議の結果によっては、事後の届出となる場合もあります)
- (4) 変更申請が必要なもの
  - ・上記⑤のうち追加する場合
  - ・施設障害福祉サービスのうち施設入所支援、生活介護及び就労継続支援B型に係る③・④のうち、定員の増加及びサービスの追加を行う場合
- (5) 介護給付費・訓練等給付費の算定に係る事項  
 増額となる変更については毎月15日までに届出があった場合は、翌月1日から、それ以降翌月15日までに届出があった場合は、翌々月1日からの算定となります。ただし、「福祉・介護職員処遇改善加算」の算定を新たに開始する場合は、2ヶ月前の末日までに届出が必要となります。
- (注1) 現在、事業中の事業所で、法人を変更して(別法人)事業を継続する場合は、変更届ではなく新規申請の扱いとなり、新法人は事前協議からの手続きが必要となります。  
 また、事業中の法人は、廃止する日の3ヶ月前までに辞退届を提出する必要があります。
- (注2) 届出は、原則として郵送で受け付けております。  
 広域福祉課窓口までご持参される場合は、事前に電話等でご連絡ください。  
 なお、届出の内容によっては、ご来庁をお願いすることがありますので、ご了承ください。

■提出書類

- (1) 変更届(別紙様式第2号)
- (2) 郵送の場合: 変更届連絡票  
 ※受付票の返送を希望される場合は返信用封筒(110円切手を貼付し返送先を明記したもの)を同封してください。
- (3) 上記以外の添付書類: 下記1~14の変更する事項ごとに異なります。

「変更届(別紙様式第2号)」「変更届連絡票」「付表13他」「福祉・介護職員処遇改善加算関係様式」は広域福祉課のホームページから、それ以外の必要な様式等は大阪府ホームページからダウンロードしてご使用ください。

各様式の記載例を参考に、記入漏れや記入誤りのないようにしてください。

変更届提出書類一覧

変更する事項		添付書類	留意点
1	施設の名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定に係る記載事項(付表 13)</li> <li>・運営規程</li> </ul>	
2	施設の所在地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定に係る記載事項(付表 13)</li> <li>・定款又は寄附行為等…①</li> <li>・履歴事項全部証明書又は条例等…②</li> <li>・運営規程</li> <li>・施設の平面図</li> <li>・施設内外の写真</li> <li>・設備・備品等一覧表</li> <li>・案内図</li> <li>・土地・建物の賃貸契約書の写し又は登記簿謄本(原本)</li> <li>・建築基準法による建築確認検査済証等</li> <li>・防火対象物使用開始(変更)届の写し</li> <li>・損害賠償発生時の対応方法を明示する書類…③</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設移転の場合、事前協議が必要。その後、移転予定日の前月 15 日までに届け出てください。</li> <li>・左記①②の添付は、施設所在地が記載されている場合に提出してください。</li> <li>・左記②は 3 ヶ月以内の原本を提出してください。</li> <li>・施設の連絡先(電話番号等)にも変更がある場合は、変更届出書にその旨記載してください。</li> <li>・左記③は移転後も適用となる旨がわかる書類。(異動届等)</li> </ul> <p>※市(町)外へ移転する場合、指定権者が変わりますので 廃止⇒新規 となります。</p>
3	申請者(法人等)の名称 申請者(法人等)の所在地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・履歴事項全部証明書又は条例等…①</li> <li>・事業所一覧表</li> </ul> <p>※届出書に法人等の名称のふりがなを必ず明記してください。 (同一法人が複数の指定事業所を運営している場合、一事業所からの届出で他のすべての事業所からの届出とみなします。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商号変更など、法人の一体性(継続性)が認められる場合は変更になりますが、それ以外は、新規申請となります。</li> <li>・左記①は 3 ヶ月以内の原本を提出してください。</li> <li>・申請者の主たる事務所の連絡先(電話番号等)に変更がある場合は、変更届出書にその旨記載してください。</li> </ul>
4	申請者(法人等)の代表者の氏名、生年月日及び住所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・履歴事項全部証明書又は条例等…①</li> <li>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 36 条第 3 項各号の規定に該当しない旨の誓約書…②</li> <li>・事業所一覧表</li> </ul> <p>(同一法人が複数の指定事業所を運営している場合、一事業所からの届出で他のすべての事業所からの届出とみなします。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記①は 3 ヶ月以内の原本を提出してください。</li> <li>・左記②は代表者が新たに就任する場合添付してください。</li> </ul>

変更する事項		添付書類	留意点
5	施設の建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定に係る記載事項(付表 13)…①</li> <li>・変更前及び変更後の平面図</li> <li>・変更箇所を撮影した写真</li> <li>・設備・備品等一覧表</li> <li>・建築基準法に基づく確認申請書、検査済証の写し等…②</li> <li>・防火対象物使用開始(変更)届の写し…③</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備概要変更の場合、事前協議が必要です。その後、サービス提供予定日の前月 15 日までに届け出てください。</li> <li>・左記①は設備基準上の数値記載項目に変更がある場合必要です。</li> <li>・左記②③は建物の増築等の場合、添付が必要となることがあります。</li> </ul>
6	管理者の氏名、生年月日及び住所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定に係る記載事項(付表 13)</li> <li>・経歴書…①</li> <li>・組織体制図…②</li> <li>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 36 条第 3 項各号の規定に該当しない旨の誓約書…③</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記①には 3 ヶ月以内に撮影した写真を貼付けてください。</li> <li>・左記②はすべての兼務関係を明確に記載してください。</li> <li>・左記③は管理者が新たに就任する場合添付してください。</li> </ul>
7	主たる対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定に係る記載事項(付表 13)</li> <li>・運営規程</li> <li>・施設障害福祉サービスの主たる対象者を特定する理由…①</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者を特定する場合は左記①が必要です。</li> </ul>

変更する事項		添付書類	留意点
8	サービス管理責任者の氏名及び住所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定に係る記載事項(付表 13)</li> <li>・経歴書</li> <li>・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表…①</li> <li>・組織体制図(兼務関係を全て明確に)</li> <li>・資格を証する書類…②</li> <li>・実務経験証明書</li> <li>・相談支援従事者研修修了証の写し(2日間コース又は1日間コース)…③</li> <li>・サービス管理責任者研修修了証の写し</li> <li>・研修未受講の場合、相談支援従事者研修等受講誓約書…④</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氏名及び住所の変更については、その内容により必要添付書類を左記より選択してください。</li> <li>・左記②は新たに就任する方のうち実務経験が介護業務(相談支援業務以外)で8年未満の場合に必要。</li> <li>・左記③で相談支援従事者研修1日間研修を受講済の場合、障害者ケアマネジメント従事者研修修了証の添付も必要。</li> <li>・やむを得ない事由によりサービス管理責任者が欠如し、サービス管理責任者研修の受講が修了していない場合は、1年以内に受講することを条件として、左記④が必要。</li> <li>・左記①は変更日から4週間の勤務予定表として作成してください。</li> </ul>
9	協力医療機関又は協力歯科医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関等との契約の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定に係る記載事項(付表 13)</li> <li>・協力医療機関等との契約の内容</li> </ul>	
10	提携就労支援機関の名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定に係る記載事項(付表 13)</li> </ul>	就労移行支援・就労継続支援のみ
11	運営規程		
	職員の職種・員数、職務の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定に係る記載事項(付表 13)</li> <li>・組織体制図</li> <li>・従業者の資格を証する書類…①</li> <li>・運営規程</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の増減のみによる届出は不要です。他の項目の届出時に併せて届け出てください。ただし指定基準に満たなくなる場合はこの限りではありません。</li> <li>・左記①は資格要件の定められている職種の職員を追加する場合、添付してください。</li> </ul>

変更する事項		添付書類	留意点
	利用定員(施設入所支援、生活介護及び就労継続支援B型の定員増加を除く⇒変更申請)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定に係る記載事項(付表13)</li> <li>・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表…①</li> <li>・組織体制図…②</li> <li>・運営規程</li> <li>・介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書等関係書類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用定員を変更する場合は事前協議が必要です。場合によっては変更予定日の前月15日までの届け出が必要です。</li> <li>・利用定員変更により従業者の勤務体制等にも変更が生じる場合は左記①②の添付が必要です。</li> <li>・左記①は変更日から4週間の勤務予定表として作成してください。</li> </ul>
	利用者から徴収する費用の額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定に係る記載事項(付表13)</li> <li>・運営規程</li> </ul>	
	通常の事業の実施地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定に係る記載事項(付表13)</li> <li>・運営規程</li> </ul>	
1 2	利用者又はその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定に係る記載事項(付表13)</li> <li>・利用者又はその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要</li> </ul>	
1 3	介護給付費・訓練等給付費の請求に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書等関係書類</li> <li>・介護給付費等算定の変更については、変更届(別紙様式第2号)の提出は不要です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更内容により、必要書類を添付してください。</li> <li>・介護給付費等算定の変更については、毎月15日までに届出があった場合は翌月1日から、それ以降翌月15日までに届出があった場合は、翌々月1日からの算定となります。ただし、福祉・介護職員処遇改善加算を新たに算定する場合は、2ヶ月前の末日までの届出が必要です。</li> </ul>
1 4	その他	内容によって、提出いただく書類が異なりますのでご相談ください。	

※変更の内容及び状況により、上記以外の書類の提出を求める場合があります。

## 2. 変更申請書の提出について・・・すべて

(1)対象となる事業・・・「施設入所支援」「生活介護」「就労継続支援B型」

(2)対象となる申請内容

- ①新たにサービスを追加する場合（生活介護、就労継続支援B型）
- ②既に提供しているサービスの単位数（施設入所支援、生活介護）を追加する場合
- ③定員を増加する場合

以上に該当する場合は、事前協議を経た上で、変更予定日の前月10日までに「変更申請書（別紙様式第1号）」及び添付書類一式を提出していただく必要があります。

### ■提出書類

(1) 変更申請書（別紙様式第1号）

(2) 添付書類

	変更する事項	添付書類	留意点
1	施設入所支援又は既に提供している生活介護の単位数を追加する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定に係る記載事項(付表13)</li> <li>・ 運営規程</li> <li>・ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表…①</li> <li>・ 組織体制図</li> <li>・ 従業者の資格を証明するもの…②</li> <li>・ 平面図</li> <li>・ 施設内外の写真</li> <li>・ 設備・備品等一覧表</li> <li>・ 施設障害福祉サービスの主たる対象者を特定する理由…③</li> <li>・ 土地・建物の賃貸契約書の写し又は登記簿謄本（原本）…④</li> <li>・ 建築基準法に基づく確認申請書、検査済証の写し等…⑤</li> <li>・ 防火対象物使用開始(変更)届の写し…⑥</li> <li>・ 損害賠償発生時の対応方法を明示する書類…⑦</li> <li>・ 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書等関係書類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前協議が必要です。</li> <li>・ 左記①は変更日から4週間の勤務予定表として作成してください。</li> <li>・ 左記②については、資格要件の定められている職種のみ添付。</li> <li>・ 対象者を特定する場合は左記③が必要です。</li> <li>・ 建物を増築して単位数を追加する場合、左記④～⑦の添付が必要となる場合があります。</li> <li>・ 単位の追加により、サービス管理責任者の配置が新たに必要になる場合は、当該変更に係る必要書類も添付してください。</li> </ul>
2	利用定員の増加（単位数の追加、施設障害福祉サービスの追加によらない場合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定に係る記載事項(付表13)</li> <li>・ 運営規程</li> <li>・ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表…①</li> <li>・ 組織体制図…②</li> <li>・ 従業者の資格を証明するもの…③</li> <li>・ 平面図</li> <li>・ 施設内外の写真</li> <li>・ 設備・備品等一覧表</li> <li>・ 土地・建物の賃貸契約書の写し又は登記簿謄本（原本）…④</li> <li>・ 建築基準法に基づく確認申請書、検査済証の写し等…⑤</li> <li>・ 防火対象物使用開始(変更)届の写し…⑥</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前協議が必要です。</li> <li>・ 利用定員変更により従業者の勤務体制等にも変更が生じる場合は左記①～③の添付が必要です。</li> <li>・ 左記①は変更日から4週間の勤務予定表として作成。</li> <li>・ 左記③については、資格要件の定められている職種のみ添付してください。</li> <li>・ 施設の建物を増築して定員を増加する場合、左記④～⑥の添付が必要となります。</li> <li>・ 定員の増加により、サービス</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・損害賠償発生時の対応方法を明示する書類</li> <li>・介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書等関係書類</li> </ul>	<p>管理責任者の配置が新たに必要になる場合は、当該変更に係る必要書類も添付してください。</p>
3	新たに施設障害福祉サービス（生活介護、就労継続支援B型）を追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定に係る記載事項(付表13)</li> <li>・運営規程</li> <li>・従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表…①</li> <li>・組織体制図</li> <li>・従業員の資格を証明するもの…②</li> <li>・平面図</li> <li>・施設内外の写真</li> <li>・設備・備品等一覧表</li> <li>・施設障害福祉サービスの主たる対象者を特定する理由…③</li> <li>・事業計画書</li> <li>・収支予算書</li> <li>・土地・建物の賃貸契約書の写し又は登記簿謄本（原本）…④</li> <li>・建築基準法に基づく確認申請書、検査済証の写し等…⑤</li> <li>・損害賠償発生時の対応方法を明示する書類…⑥</li> <li>・防火対象物使用開始届等の写し…⑦</li> <li>・介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書等関係書類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前協議が必要です。</li> <li>・左記①は変更日から4週間の勤務予定表として作成。</li> <li>・左記②については、資格要件の定められている職種のみ添付してください。</li> <li>・対象者を特定する場合は左記③が必要です。</li> <li>・施設の建物を増築してサービスを追加する場合、左記④～⑦の添付が必要となりますことがあります。</li> <li>・サービスの追加により、サービス管理責任者の配置が新たに必要になる場合は、当該変更に係る必要書類も添付してください。また、既に就任しているサービス管理責任者が、追加するサービスを兼任する場合は、当該サービスに係るサービス管理責任者研修受講修了書を添付してください。</li> </ul>

### 3. 指定辞退届出書の提出について

事業(施設)を廃止する場合は、廃止予定日の3ヶ月以上の予告期間を設けて「指定障害者支援施設指定辞退届出書(様式第3号)」を提出していただく必要があります。

#### ■提出書類

- (1) 指定障害者支援施設指定辞退届出書(様式第3号)
- (2) 指定書の原本
- (3) 添付書類 ①利用者一覧表(参考様式1)  
②各利用者の引継状況等報告書(参考様式2)

「辞退届出書(様式第3号)」は、広域福祉課のホームページから、「利用者一覧表(参考様式1)」「各利用者の引継状況等報告書(参考様式2)」は、大阪府ホームページ(指定障がい福祉サービス事業者の事業廃止(休止)に係る留意事項等について)からダウンロードできます。

#### 【変更届(郵送)提出先】

〒562-0014  
 箕面市萱野5-8-1 箕面市立総合保健福祉センター  
 池田市・箕面市・豊能町・能勢町 広域福祉課  
 障害事業所担当 宛

【問い合わせ・来庁予約 電話番号】

072-727-9661（平日 9:00～17:00）

【来庁先】

箕面市萱野5-8-1 箕面市立総合保健福祉センター  
池田市・箕面市・豊能町・能勢町 広域福祉課